

日本生理学会「生理学エディケーター」認定実施要項

「生理学エディケーター」とは

一般社団法人日本生理学会(以下「生理学会」とします)は、生理学教育者として広い知識と優れた教育能力を備えた人材を育成して社会に送り出し、多くの学生がより高い水準の生理学教育を受けられるように教育界に対して貢献いたします。

学生教育において指導的立場にある教員だけでなく、研究を主体として活動している若手研究者が多く参加している生理学会は、この目的達成のために優れた生理学教育者を育成・支援するための生理学エディケーター認定制度を制定することになりました。

会員の教育に関する資質や努力を学会として認定するだけでなく、将来教育職を希望する会員のために、正しい努力の方向性を示すことがこの制度の目的です。

A 認定の出願資格

1) 正会員の期間

出願時及び認定時に正会員であり、また、年会費を滞納していないことが必須となります。なお、生理学会の会員資格を喪失した場合は、この認定も失効します。

2) 認定制度委員会指定イベントへの出席

出願時から遡って5年以内に、教育プログラム(生理学モデル講義 および教育講演)など生理学エディケーター認定制度委員会(以下「委員会」とします)が指定するイベントに出席して15ポイント以上獲得していること。(但し、ポイントの加算方法は委員会にて別途定めます)

3) 推薦書

生理学会評議員が推薦した所定の推薦書があること。なお、評議員と面識がない会員には近隣の評議員を紹介します。

4) 次のいずれか一つを充たすこと

① 生理学会大会及び地方会での発表

生理学会大会又は地方会での発表(発表者氏名が先頭又は最後尾に位置するものに限り)経験があり、両方の発表回数の合計が3回以上であること。

② 論文

査読がある雑誌に掲載された生理学関連分野又は生理学教育関連の論文(氏名が先頭又は最後尾に位置するものに限り)が1報以上あること。なお、論文が生理学関連分野又は生理学教育関連に該当するか否かは委員会にて判定します。

③ 学位

修士又は博士の学位を有すること。

④ 認定試験

生理学教育に関するキャリアヒストリー(これまでの経歴と今後の抱負等)を事前に提出し審査を受け、学会大会開催時に面接試験を受け、両者に合格すること。

B 有効期限と登録更新

有効期限は認定後5年間です。生理学エディケーターの認定を受けている生理学会の正会員が、有効期限内に登録更新の要件を満たし、更新申請を行い、再認定された場合には認定が継続されます。

登録更新の要件は、次のすべての要件を満たす必要があります。ただし、認定後の5年以内に海外留学又は出産・育児、入院などの理由により休会についての規約に基づいて休会した場合は、下記①②に記載の「認定後の5年以内」は、「認定後の5年にその休会の日数が加算された期間内」に猶予されます。

① 認定後の5年以内に、教育プログラム(生理学モデル講義 および教育講演)など委員会が指定するイベントに出席して5ポイント以上獲得していること。

② 認定後の5年以内に次のいずれか一つを満たすこと。

(1) 生理学会大会又は地方会で筆頭・共著合わせて3回以上の発表があること。

(2) 生理学関連分野の論文が1報以上あること。

(3) 前記①の5ポイントとは別に、さらに5ポイント以上(合計10ポイント以上)獲得していること。

更新を忘れた場合など、5年を過ぎて更新する場合、認定後の過去5年間で上記の条件を満たしていれば登録更新ができます。失効期間は設けませんので、前回認定期間終了直後から5年間の継続認定になります。

生理学エディケーターとして不適切と生理学会が判断した場合は、本認定が失効する場合があります。

C 出願時期・出願方法

認定申請の出願期間は**2026年8月1日から8月31日**、**認定更新の申請期間も同様、2026年8月1日から8月31日**とします。各申請様式は生理学会ホームページ(<http://physiology.jp/>)の会員「マイページ(会員専用)」よりダウンロードし、「申請の手引き」をよく読んだうえで出願してください。委員会で出願資格の要件を満たすかどうかを判断の上、その可否を本人に通知します。

D 出願料、登録料及び登録更新料

出願資格の審査を受けるためには、出願料 5,000 円を支払う必要があります。この出願料には認定試験を受ける場合の受験料が含まれます。なお、認定を受けるためには別途登録料 10,000 円を支払う必要があります。

5年後の登録更新時には出願料は不要で、登録更新料 10,000 円を支払う必要があります。

一度支払われた出願料、登録料及び登録更新料についてはいかなる場合も返還しません。なお、支払方法など詳細については委員会にて別途定めます。

以上